

水士里ネット
みどり園いの大地を育む

北総東部

船戸揚水機場取水口スクリーンの更新

No.82
H30.7.1

予算総額は5億8,855万円に

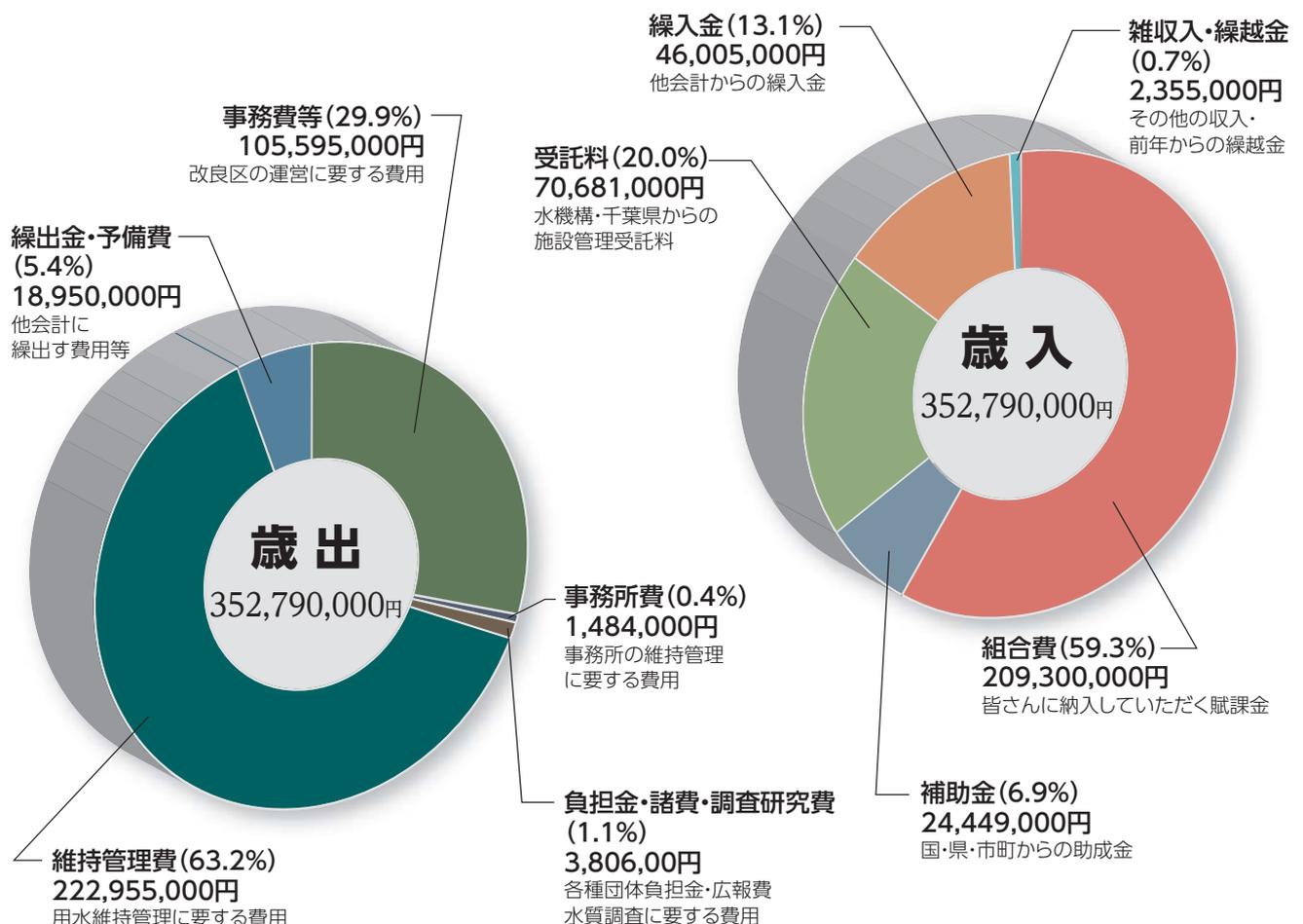
(施設維持管理を重点に予算化)

第49回通常総代会で決定

会計名	予算額(千円)
一般会計	352,790
財政調整基金積立金特別会計	25,812
職員退職給与積立金特別会計	15,002
維持管理調整積立金特別会計	18,767
維持管理適正化事業特別会計	68,053
農地転用決済金特別会計	3,310
開発行為等特別会計	1,031
支(工)区特別会計(17会計)	103,791
計	588,556

安定した土地改良区運営に向けて
平成30年度予算が
成立しました

平成30年度一般会計 予算の内訳



第49回通常総代会が開催されました

北総東部土地改良区第49回通常総代会が、3月23日（金）午前10時から香取郡神崎町「神崎ふれあいプラザ文化ホール」において開催されました。

総代会は、林義秀議長の進行によりすべての議案が原案どおり可決決定し滞りなく閉会しました。

●可決決定された議案

- 第1号議案 北総東部土地改良区一般会計平成29年度歳入歳出補正予算（第1号）について
- 第2号議案 北総東部土地改良区特別会計平成29年度歳入歳出補正予算（第1号）について
- 第3号議案 北総東部土地改良区工区特別会計平成29年度歳入歳出補正予算（第2号）について
- 第4号議案 北総東部土地改良区一般会計平成30年度歳入歳出予算について
- 第5号議案 北総東部土地改良区特別会計平成30年度歳入歳出予算について
- 第6号議案 北総東部土地改良区工区特別会計平成30年度歳入歳出予算について
- 第7号議案 平成30年度組合費の賦課徴収について
- 第8号議案 他会計からの借入について
- 第9号議案 平成30年度役員、総代、委員の報酬及び費用弁償手当ての支給について
- 第10号議案 平成30年度歳計現金預入金融機関の指定について



8月8日に総代選挙が行われます

土地改良区第12期総代の任期が8月20日に満了を迎えることに伴い、第13期（任期4年）の総代選挙が、千葉県選挙管理委員会が指定する香取市選挙管理委員会の管理のもと関係する市・町の選挙管理委員会によって8月8日に執行されます。

選挙区 定数76人

選挙区	選挙区域	総代定数
第1区	香取市佐原地区	4人
第2区	成田市	12人
第3区	香取市栗源地区	6人
第4区	多古町	7人
第5区	香取市小見川地区	4人
第6区	香取市山田地区	19人
第7区	旭市・東庄町	9人
第8区	匝瑳市	12人
第9区	神崎町	3人

総代選挙日程

- 7月 6日（金） } 選挙人名簿縦覧期間
- ~ 10日（火） }
- 8月 1日（水） 総代選挙告示日
- 8月 1日（水） } 立候補届出期間
- 2日（木） }
- 8月 8日（水） 総代選挙期日
- 8月 20日（月） 総代任期満了日

* 立候補受付・選挙人名簿縦覧とも各市町の選挙管理委員会で行います。

御不明な点については、各選挙管理委員会にお問合せください。

役員（理事・監事）の改選

現役員（理事・監事）は、9月25日に任期満了となりますので、役員選任規程により次期（第13期）役員は平成30年9月開催予定の臨時総代会において選任されます。

（定款抜粋）
 第16条 この土地改良区の役員定数は、理事21人及び監事3人とする。
 （役員選任規程抜粋）
 第4条 役員は総代会の議決によって選任する。

用水の安定供給のために

平成30年度
施設整備計画

●基幹施設整備事業（水資源機構施設）

工 事 名	工 事 内 容
加圧機場ポンプ設備整備工事	畑に送水するポンプや補助機器を整備します。
ファームポンド注水バルブ更新工事	幹線水路からファームポンドに注水する電動バルブの更新を行います。
加圧機場周囲フェンス更新工事	加圧機場外周フェンスの更新を行います。
水管橋塗装工事	東関東自動車道を横断している水管橋の塗装を行います。

●土地改良施設維持管理適正化事業

施 設 名	事 業 内 容
東 ・ 西 幹 線	用水路整備補修（老朽化した用水管や仕切弁の交換等を行います。）
吉原第2揚水機場	機場整備補修（機能低下したポンプの整備等を行います。）
織幡第2揚水機場	

●水利施設等高度化事業

地 区 名	事 業 内 容
北 総 東 部（4）	農業用排水路の整備

*整備工事にあたり、実施時間、工法の検討を行いご迷惑のかからないよう配慮してまいります。



漏水はいつどこで発生するか予測がつかません。特に道路下の漏水は、路面の陥没や交通事故などの波及事故を招く恐れがあります。漏水を発見した場合は、至急、地区役員もしくは土地改良区まで連絡をくださるようお願いいたします。



漏水を見つけたら連絡を！

カワヒバリ貝付着による通水障害が多く発生していたことから、平成29年度にカワヒバリ貝付着の少ない銅製のスクリーンに更新しました。これまで発生していた機器の不具合が減少し、より安定した用水をお届けできるようになりました。



カワヒバリ貝が付着したスクリーン

船戸揚水機場のスクリーンを銅製に更新

節水にご協力を



北総東部用水では、揚水機場で圧送した水を各地区へ配水しています。

そのため、用水のかけ流しや出しすぎなど、必要以上で使用されますと末端の給水栓から水の出が悪くなる場合があります。

組合員の皆様には、給水栓をこまめに操作していただき、節水にご協力をお願いします。



法面の除草剤散布に

ご注意を!

農道・排水路の法面に、根まで枯らす除草剤を使用すると、法面崩落の原因となります。

また、大雨などによる水田畦畔の崩れ等も心配されることから、使用回数、使用量にご配慮いただくよう皆様のご協力をお願いします。



施設は、自分達で守ります



農道砂利敷き

近年、多面的機能支払交付金事業を利用した活動組織により、地域の水路・農道の保全管理を行なって頂いている地区が増えております。

北総東部土地改良区管内でも平成29年度までに20の活動組織が活動しております。

これからも、地域の皆さんの力により維持管理をおこなって行きたいと考えておりますので、ご協力をお願いします。

平成30年度工区長さんをご紹介します

大栄連合				干潟支区			山田連合					栗源支区				神崎	多	中	飯塚	八日市場	織幡	吉原	工区・分区		
鷹ノ巣分区	大堀山工区	吉岡工区	十余三工区	村田工区	錦木工区	南堀之内工区	宮前工区	山田部分区	仁良工区	大久保工区	九十九塚工区	原新田工区	沢倉工区	高萩工区	上の台工区	岩部工区	神崎南部工区	古工区	沢工区	塚分工区	八日市場工区	織幡工区	吉原工区	氏名	
鈴木敏夫	飯笹雄次	池谷正幸	富岡四郎	篠塚正一	増田祐幸	佐野勝己	宮崎恵夫	*山田 與右衛門	竹蓋敏男	山崎章	宇井正一	菅井克明	高橋基春	松井正之	椎名康賀	大野等	*神山浩志	*石橋久由	勝又正之	菅澤昌則	栖関実	齊藤實	*宮崎孝行	*伊藤嘉則	備考
				連合長		支区長		連合長					支区長												

*印は新工区長(敬称略)

土地改良区の財務状況について

北総東部用水事業は事業着手から40年以上が経過し施設の老朽化が顕著になっており、補修工事費が増加の一途をたどっております。

加えて東日本大震災後の電気料や、原材料費の値上がり等により、維持管理費に不足が生じ土地改良区運営に大きな影響を及ぼしております。

土地改良区一般会計収支は、収入に対して支出が多い「赤字決算」となっており、積立金からの繰入により賄っている状況が続いております。

土地改良区として、経費の削減、賦課金の徴収向上に努力し均衡財政を目指しているところでありますが、平成30年度予算で積立金からの繰入は3千300万円に上ります。

平成30年度以降もこのような財源不足の状況は続くことが想定され、いずれ積立金が底をつくこととなります。

また、平成31年10月から消費税率が引き上げられる予定となっていることから、土地改良区の財政健全化は急務となっております。

現在、土地改良区の健全な運営を行うために更なる支出削減方策、新たな財源確保について検討を行っているところです。

今後とも組合員の皆様には電気料負担軽減のため節水にご協力いただき、土地改良区運営にご理解賜りますようお願い申し上げます。

保有個人データに関する事項の公表について

「個人情報の保護に関する法律」の改正に伴い、平成29年12月20日、当土地改良区の「個人情報保護に関する規程」が理事会の議決により整備されました。土地改良区が保有する個人データの利用目的や共同利用等を次のとおり公表いたします。

- 1 本土地改良区の名称
北総東部土地改良区
- 2 利用目的
本土地改良区が保有する個人情報は、本土地改良区定款第4条に規定する事業を円滑に実施するために利用します。また、労働者等の個人情報は、事業等を実施する際の雇用管理のために利用します。
- 3 個人情報の保護に関する方針
 - ① 法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱います。
 - ② 苦情処理に適切に取り組めます。
 - ③ 個人情報の利用目的は可能な限り限定し、利用目的がより明確になるように示します。
 - ④ 個人情報の取り扱いを外部に委託する場合には、委託する事務の内容を公表し、委託処理の透明化を進めます。
 - ⑤ 本人からの求めにより保有する個人データを開示する場合には、個人情報の取得元及び取得方法を可能な限り明示します。
 - ⑥ 本人からの求めがあった場合には、保有する個人データの利用停止に応じます。
- 4 委託及び委託先の監督に関する事項
本土地改良区は、2の利用目的のため、個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することがあります。委託者は適切な者を選定し、個人データの取り扱い、秘密保持、再委託、契約終了時の個人データの返却について委託契約を締結し、委託先を監督するとともに、契約の内容が遵守されているかの確認を行います。
- 5 共同利用に関する事項
本土地改良区の個人データは、次のとおり共同利用を行います。
 - ① 共同して利用する個人データの項目
氏名、住所、土地所有状況等の組合員名簿、土地原簿等の個人情報データベース等に記載されている事項
 - ② 共同で利用する者の範囲
千葉県、管内市町、千葉県土地改良事業団体連合会、独立行政法人水資源機構、農地中間管理機構及び管内農業協同組合
 - ③ 利用する者の利用目的
北総東部土地改良区定款第4条に規定する事業により地域農業の振興を図るため
 - ④ 個人情報の管理等共同利用者の中で第一次的に責任を有する者の名称
北総東部土地改良区個人情報保護管理者 総務課長
- 6 保有個人データに関する本人からの次に掲げる求めを行う場合の方法及び手数料
 - ① 保有個人データに関する求めの種類
利用目的の通知の求め、開示の求め、内容の訂正、追加又は削除の求め、利用停止又は消去の求め、第三者提供の停止の求め
 - ② 保有個人データの開示等を求める場合の手続
開示等の求めを行う旨及び求めの内容を記載した書面を本土地改良区理事長へ提出して下さい。
 - ③ 手数料
北総東部土地改良区文書交付手数料徴収規則によるものとします。
- 7 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先
北総東部土地改良区個人情報保護管理者 総務課長



皆さんも子供絵画展に

応募してみませんか



「新発見！ぼくのわたしのふるさと」にまつわる題材で自由に描いてください。(田んぼ・ため池・農業用水路などの風景や、そこに住む生き物たち、農業に関する古くからの風習、様々な農作業風景など)

*詳細は総務課までお問合せください。

職員募集のお知らせ

平成31年4月1日採用予定の職員を募集します

採用人員 若干名

職種 一般事務他

資格

平成2年4月2日から平成13年4月

1日までに生まれた人(平成31年3

月に高等学校卒業見込みの者を含む)

受験案内・申込書配布期間

平成30年9月18日(火)から

*郵送により申込書を請求する場合は、

住所・氏名を記した返信用封筒(A

4サイズの入るもの)に140円切

手を貼って、同封してください。

受付

平成30年10月9日(火)から10月25日

(木)まで

総務課で受付(土・日・祝日は除く)

【午前8時30分～午後5時15分】

*郵送の場合は10月25日の消印まで

有効です。

試験日

一次試験 一般教養試験

平成30年12月4日(火)

二次試験 面接試験(二次試験合格者)

平成31年1月下旬

「組合員資格得喪通知書」

を提出してください。

◎組合員の死亡による農地の相続

◎農地の小作契約・解除

◎経営移譲又は農業者年金の受給

◎農地の売買・贈与・交換による所有権移転などに該当する場合

◎公共機関(市町・法務局)で手続きを行っても、土地改良区へ届出がなければ賦課台帳は変わりません。
◎届出がない場合は、現組合員にそのまま賦課されます。
◎電話での変更はできませんので、必ず届出をしてください。

◎受益地を農地以外の宅地・公共事業用地・道路等へ転用する場合

土地改良区との協議と決済金の納入が必要です! 土地改良区から農地を除外する場合には、土地改良法第42条の規定により、面積減少による他の組合員への負担が過重とならないように決済金の納入が必要となります。

職員の人事異動がありました

(平成30年4月1日付け)

総務課

課長補佐

飯田 千春

管理課

主 幹

齋藤 達興

管理Ⅰ係(企画振興係兼務)

主任主事

西谷 博

管理Ⅱ係

主任主事

永井 智美

退職者

管理課長 小堀 昭夫

(平成30年3月31日退職)

土地改良区が管理する道路・水路を農業以外に使用する時は

土地改良区に届出が必要です!

「北総東部土地改良区開発行為等同意規程」に基づき、協力費・負担金の納入が必要となります。

賦課金の期限内納入にご協力下さい!

【平成30年度賦課金】

◎納入期限

前期 / 全納	平成30年 7月31日
後期	平成30年 10月31日

※口座振替日は納期と同日ですので、前日までに口座残高のご確認をお願いいたします。

◎賦課金額

10アール当たり

前期	一般会計	経常賦課金 維持管理賦課金	田	7,500円
			畑	6,300円
後期	工区特別会計	経常賦課金	田	500円~3,000円 ※工区・地区により異なります。
			畑	
全納	前期・後期一括で納入した場合			※後期賦課金額の2%を 報奨金として交付します。

冬期用水	一般会計	維持管理賦課金	1ヶ月 500円
------	------	---------	----------

※冬期用水を使用する場合は、申請が必要となります。

納付書発付日…平成31年2月1日 納入期限…平成31年2月28日

賦課金とは?

賦課金は受益地に対し面積割でご負担いただいているものです。

土地改良区が行う維持管理事業及び運営に関わる経費は、原則として組合員の賦課金で負担する事になっております。

組合員の皆様に納入いただいた賦課金は、下記のように使われております。

一般会計	経常賦課金	土地改良区の運営に要する経費
	維持管理賦課金	基幹施設の整備・施設の電気代など施設の維持管理に要する経費
工区特別会計	経常賦課金	工(支)区の運営、維持管理(施設補修)等に要する経費

今後も、正確適正を心掛け経費削減を図りながら健全な土地改良区運営に努めて参ります。

賦課金の未納・滞納について

賦課金の未納・滞納は土地改良区の運営に多大な影響を与えます。負担の公平性を保つため、未納・滞納対策を実施しています。

当土地改良区では、理事・総代・地元役員の方々の協力を得て、電話や書面による督促・催告、戸別訪問等を行い納入のお願いをしています。それでもなお納入が滞っている方に対しては、土地改良法及び関係法令に基づき、不動産・預貯金等財産の差押を実施しております。

賦課金が滞っておられる方は、速やかに納入されますようお願い致します。

未納解消についてご相談されたい方は、賦課徴収課までご連絡ください。



みどり
水土里ネット
みどりと潤いの大地を育む

発行

北総東部土地改良区

〒289-0425

香取市大角1545-19

電話 0478(70)9123

FAX 0478(70)9070

E-mail: mirai@hokusotobu.or.jp

http://www.hokusotobu.or.jp/